

要介護認定を受けている方も 税控除を受けることができます

年齢が満65歳以上で介護保険の要介護認定を受けている方のうち、一定の要件(以下の表を参照)を満たす方に「障害者控除対象者認定書」を交付します。この認定書により、平成21年分の所得税及び平成22年度分道町民税の申告(確定申告)時に、障害者控除又は特別障害者控除を受けることができます。

ただし、身体障害者手帳もしくは療育手帳の交付を受けている方は、申告の際にその手帳を提示することで控除を受けられますので、認定書は必要ありません。



認定書の交付要件

区分	障害者控除対象者	要介護度 ※	日常生活自立度 ※	
			障がい高齢者	認知症高齢者
障害者控除	知的障がい者(軽度・中度)に準ずる障害者控除対象者	要介護1~3	-	II以上
	身体障がい者(3級~6級)に準ずる障害者控除対象者	要介護1~3	Aランク以上	-
特別障害者控除	知的障がい者(重度)に準ずる障害者控除対象者	要介護3~5	-	III以上
	身体障がい者(1級~2級)に準ずる障害者控除対象者	要介護3~5	Bランク以上	-
	寝たきり高齢者に準ずる障害者控除対象者	要介護4~5	Cランク以上	-

※ 基準日は平成21年12月31日現在(基準日以前に死亡している場合は死亡日を基準日とします)

注) 要介護認定を受けていない方、または介護度が「要支援1・2」の方は対象になりません。

▶申請に必要なもの

申請書、印鑑、介護保険被保険者証(青い被保険者証です)

▶申請書設置及び受付場所

役場総合窓口、すこやか健康センター、天売・焼尻支所

▶申請の受付開始

平成22年1月12日(火)から開始します。

※電話による、認定書交付の対象になるかどうかの照会はお受けできませんのでご了承ください。

☎ お問い合わせ

【障害者控除について】 財務課税務係 ☎ 62-1211(内線256)

【認定書交付について】

福祉課介護保険係(すこやか健康センター内) ☎ 62-6020

行政サービスの制限

町では納税の公平性を確保するため、滞納者に対していくつかの制限を加えています。

例) 町営住宅の新規入居を制限
国民健康保険証の有効期間短縮



便利・確実・安心な口座振替

町税などの支払いは口座振替をご利用ください。口座振替は、一度申込みをしていただくと納め忘れることがなく、納付の手間も省け、ご自身が指定した口座から自動的に納税する便利な制度です。役場または天売・焼尻各支所、取扱金融機関に備えてある口座振替依頼書を取扱金融機関の窓口へ提出してください。

【取扱金融機関】

- 北海道銀行羽幌支店
- 留萌信用金庫羽幌支店
- 羽幌郵便局

☎ 町税に関するお問い合わせ

財務課税務係 ☎ 62-1211(内線256・257)

✉ zaimu@town.haboro.lg.jp

町税などの滞納処分を積極的に実施!

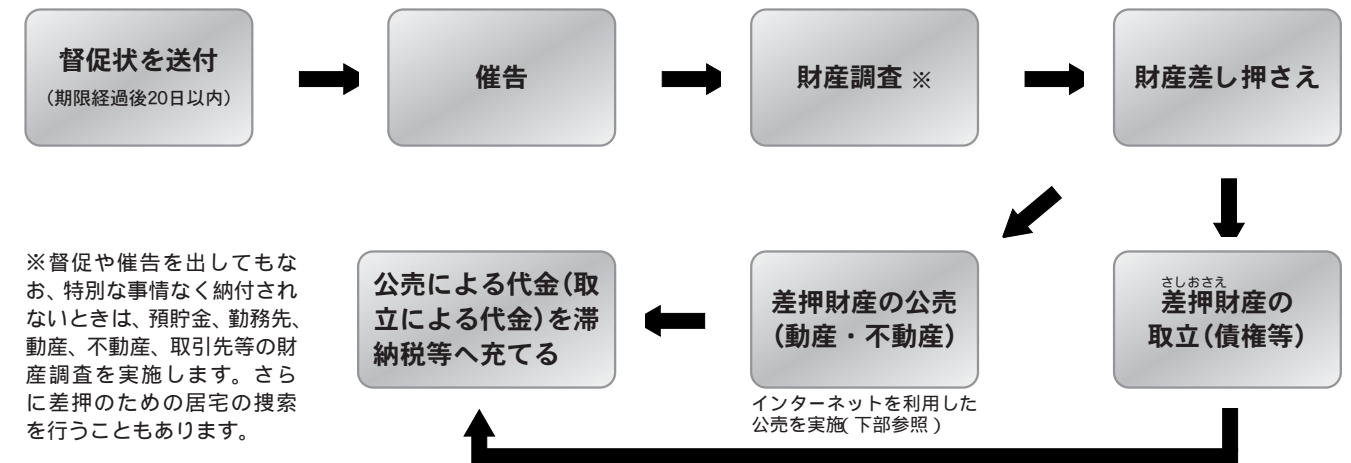
税金は納期限内に納付しましょう

平成20年度における町税の収納額は7億4,500万円余りで、収納率は98.8%です。ほとんどの納税者のみなさんが年度内に納めていただいているなかで、毎年約1.2%の滞納が積み重なり滞納総額は2,250万円余りとなっています。

町では、納期内納税をいただいている9割以上の町民のみなさんとの公平性を確保するため、滞納者には財産差し押さえなどの滞納処分を実施し、税金を徴収しています。

滞納処分のながれ

【町税などを納期限までに納付しない場合】



インターネット公売の開始

滞納処分の一つにインターネット公売があります。町では、この公売を11月より実施しており、今後も継続して行い、収納に努めていきます。この公売は、インターネットを通じて全国へ情報を提供することで、通常の公売より換価率(落札価格を見積価格で除した割合)が高くなるのが特徴です。

インターネット公売は、ヤフーオークションの官公庁オークションを利用しています。参加申し込み後、希望する物件ごとに入札・せり売り(3日間)により、最高価格での入札者が落札となります。

参加申し込み方法など詳しくは、財務課税務係インターネット公売担当までお問い合わせください。



11月から始まったインターネット公売。これまで、主に勤務先や預貯金を調査した後、給与や預貯金の差し押さえが中心でしたが、これからは滞納者の自宅を捜索し、差し押さえた動産(家具、家電製品、美術品、バイク、自動車など)や土地、建物についてもインターネット公売を活用し、金銭に換えて税金などに充てていく予定です。

羽幌町インターネット公売アドレス
http://koubaiauctions.yahoo.co.jp/hok_haboro_town